

その他の公売条件等

1 公売の方法

公売は、売却区分番号内に複数の財産があるものについては、国税徴収法第 89 条第 3 項の規定に基づき一括換価の方法により行います。

なお、入札は入札書の中札内村役場に直接持参する方法（書面入札）により行います。

2 入札期間及び入札書の提出方法

入札期間は、公売公告兼見積価額公告の「公売の開始及び締切の日時」に記載された期間とし、入札書の提出方法は、所定の入札書により、売却区分番号ごとに入札してください。

なお、入札期間を経過した後に提出された入札書は、すべて無効となります。

また、入札書の記載に当たって、字体は鮮明に記載し、記載に誤りがあった場合ときは訂正や抹消はせず、新たな入札書を作成してください。入札書に記載漏れや、訂正、抹消等の不備がある場合には入札を取り消します。

一度提出した入札書は、入札期間内であっても、引換え、変更又は取消しをすることができません。

おって、同一人が、同一の売却区分について、2 枚以上の入札書を提出すると、その入札書はいずれも無効となります。

3 買受人の制限

次に該当する者は、公売財産を買い受けることはできません。

- (1) 滞納者本人等、国税徴収法第 92 条（買受人の制限）の規定に該当する者
- (2) 換価処分 of 執行の妨害等の行為をした者等、国税徴収法第 108 条（公売実施の適正化のための措置）の規定に該当する者
- (3) 公売財産の買受けについて、一定の資格その他の要件を必要とする場合に、これらの資格等を有しない者

4 開札の方法

開札は、入札者の面前で行います。

5 最高価申込者の決定

最高価申込者の決定は、入札書の「入札価額」欄に記載された金額が見積価額以上で、かつ、最高価の価額である者に対して行われます。

6 最高価申込者の取消し

最高価申込者が暴力団又は暴力団でなくなった日から 5 年を経過しない者であると認められる場合は、最高価申込者の決定を取り消します。

7 追加入札

開札の結果、最高価申込者となるべき者が2人以上いる場合は、その入札者の間で追加入札を行い、追加入札の価額がなお同額のときは、くじで最高価申込者を決定します。

なお、追加入札は、期日入札の方法により行います。追加入札の日程等については、次のとおりです。

(1) 入札期間及び場所

令和8年10月18日（日）午前10時30分から午前10時40分まで

中札内村役場 会議室2

(2) 開札の日時及び場所

令和8年10月18日（日）入札終了後即時

中札内村役場 会議室2

(3) 最高価申込者の決定の日時及び場所

令和8年10月18日（日）開札後即時

中札内村役場 会議室2

(4) 売買決定の日時及び場所

令和8年10月18日（日）入札決定後即時

中札内村役場 会議室2

(5) 買受代金の納付の期限

令和8年10月18日（日）売却決定後即時

おって、追加入札に当たっては、以下の留意事項を確認のうえ、行ってください。

イ 追加入札の入札価額は、追加入札の基因となった入札価額以上の価額としなければなりません。

ロ 追加入札をすべき者が入札しなかった場合又は追加入札の価額がその追加入札の基因となった入札額に満たない場合には、高税徴収法第108条（公売実施の適正化のための措置）の規定が適用される場合があります。

8 売却決定

売却決定は、入札書の「入札価額」の欄に記載された金額により行います。

9 買受代金の納付

買受人は、売却決定を受けた後、公売公告兼見積価額公告の「買受代金の納付期限」までに中札内村役場に現金で納付してください。

10 権利移転等の時期

買受人は、買受代金の全額を納付したとき（所有権の移転について法令の規定等により許可等を要するものは、関係機関の許可等があったとき）に公売財産の権利を取得しますので、代金納付（許可）後に生じた財産のき損、盗難及び焼失等による損害の負担は、買受人が負うことになります。

11 売却決定の取消し

次に該当する場合は、買受人に対して行った売却決定を取り消します。

- (1) 買受代金の納付前に、国税完納の事実が証明されたとき
- (2) 買受代金の納期限までに納付しないとき
- (3) 国税徴収法第108条第2項の規定が適用されたとき